令和８年度　第６回　吉見町農業委員会総会議事録

招　集　期　日	令和８年９月２８日	開　催　場　所	吉見町役場　庁舎３階　中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和８年９月２８日　午後　１時２５分　開　会 同　日　午後　２時１５分　閉　会	議　長　伊田　由夫	
議　長	伊田　由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員		
番号	氏　名	摘　要
1	作山　公久	出　席
2	田島　克美	出　席
3	宮澤　義和	欠　席
4	山下　正夫	出　席
5	大澤　明子	出　席
6	伊田　由夫	出　席
7	松本　眞一	出　席
8	福田　實	出　席
9	瀬戸　直行	欠　席
１０	小柳　裕正	出　席

農地利用最適化推進委員		
番号	氏　名	摘　要
推１	千代間　功	出　席
推２	秋庭　諭	出　席
推３	新島　公久	出　席
推４	金子　和男	出　席
推５	大室　禎三	出　席
推６	吉田　和美	出　席
推７	篠田　邦広	出　席
推８	赤間　恵美	欠　席

【農　業　委　員】
定　員　１０名
出　席　　８名
欠　席　　２名

【農地利用最適化推進委員】
定　員　　８名
出　席　　７名
欠　席　　１名

出 頭 者	
事 務 局	事務局長　加藤　忠彦　　事務局農地係長　吉田　博一（説明）　事務局　嶋村　萌（書記）
説 明 者	推５番　大室委員　１番　作山委員　４番　山下委員

開会 午後　１時２５分	事務局長	開会
	会　　長	あいさつ
	議　　長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員８名、欠席委員２名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員７名、欠席委員１名。
議事録署名人の指名	議　　長	議事録署名人に、１０番　小柳委員、１番　作山委員を指名する。
議案上程	議　　長	第１号議案から第４号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。
議案朗読説明 午後　１時３０分	事 務 局	１）第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 番号１番の案件については、自家消費のため農地を取得する申請です。 番号２番の案件については、経営規模拡大のため農地を取得する申請です。 ２）第２号議案、農地法第４条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 番号１番の案件については、宅地として使用していた敷地の一部が農地のままであり、是正のため転用したいとする申請です。昭和４５年以前からこのような使用形態となっていることから、追認での許可見込みとなっております。 番号２番の案件については、農家住宅の建替えに当たり、進入路として転用したいとする申請です。 ３）第３号議案、農地法第５条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 番号１番の案件については、借家で生活している譲受人が自己用住宅の建築のため適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることになったことから、所有権移転を伴う転

	用を申請するものです。 ４）第４号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について議案を朗読する。 この案件は、令和８年１２月１日に農地中間管理事業分の機構転貸利用権設定を行うため、町から利用集積計画の決定について意見を求められたものです。 今回申し出があった農地は計２１５筆、２１６，９２７㎡です。 申請の全ての土地が農地中間管理事業であり、農林公社との設定であり、期間が概ね１０年となります。
地区委員会付託 午後　１時３５分	議　　長　　事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。
再開 午後　１時４０分	議　　長　　再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 第１号議案２番を南地区、第２号議案１番及び２番を東地区、第１号議案１番及び第３号議案１番を西地区が報告願います。
	推５　番　大室委員 南地区の案件について報告する。 南地区の案件につきましては、９月２６日の午前８時００分から担当委員４名で現地確認を行いました。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の承認についての２番の案件について、この案件は、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得する申請であり、取得要件等に問題はありませんので、南地区の担当委員としては問題ないと判断します。
	１　　番　作山委員 東地区の案件について報告する。 東地区の案件につきましては、９月２４日の午後４時３０分から担当委員４名で現地確認を行いました。 第２号議案、農地法第４条の規定による許可申請の承認についての１番及び２番の案件に

	ついて、１番の案件は、住宅の敷地として使用している土地の一部が農地のままであり、是正のため住宅敷地として転用したいとする申請です。昭和４５年以前からこのような使用形態となっていることから、追認での許可見込みとなっており、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。 続きまして、２番の案件について、この案件は、農家住宅の建替えに当たり、進入路として転用したいとする申請です。適合証明申請も同時に提出されており、建築基準法上も必要であることから、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。
	４　　番　山下委員 西地区の案件について報告する。 西地区の案件につきましては、９月２４日の午前９時００分から担当委員４名で現地確認を行いました。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の承認についての１番の案件について、この案件は、譲受人が自家消費のため農地を取得する申請であり、取得要件等に問題はありませんので、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。 続きまして、第３号議案、農地法第５条の規定による許可申請の承認についての１番の案件について、この案件は、借家で生活している譲受人が、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築するための申請です。開発許可申請も同時に提出されていることから、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。
質疑 午後　１時４５分	議　　長　　報告が終わり、質疑を開始する。
採決 午後　１時４５分	議　　長　　質疑なしと認め、採決を開始する。 第１号議案の１番及び２番、農地法第３条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第２号議案の１番及び２番、農地法第４条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手多数をもって承認される。 第３号議案の１番、農地法第５条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承

		認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第４号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手多数をもって承認される。
次回現地確認の日程 午後　１時５０分	議　　長	次回現地確認の日程を確認する。 東地区　推１番　千代間委員　　１０月２１日 午後 ４時００分から 東野ふれあいセンター集合 西地区　　５番　大澤委員　　１０月２２日 午前 ９時００分から 農協旧西吉見支店集合 南地区　推６番　吉田委員　　１０月２４日 午前 ８時００分から 農協旧南吉見支店集合 北地区　１０番　小柳委員　　１０月２４日 午後 ４時００分から シルバー人材センター事務所集合
その他 午後　１時５５分	事 務 局	その他について、資料に基づき説明する。 １）　農業委員会クラブ費について ２）　農地中間管理事業と地域計画への協力のお願い
	議　　長	その他が終わり、質疑を開始する。
閉会 午後　２時１５分	議　　長	質疑なしと認め、次回開催予定令和８年１０月２６日（月）午後１時３０分開始を確認して閉会する。

その他特に重要と認める事項	

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 8 年 10 月 26 日

議　　長　伊田由夫

署名委員　小柳戸裕正

署名委員　作山公久